

千葉市告示第 7 7 6 号

次の国民健康保険料にかかる書類を送達すべきところ住所・居所・事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法第 7 8 条及び地方税法第 2 0 条の 2 第 1 項の規定により告示します。

これらの書類は、千葉市保健福祉局医療衛生部健康保険課に保管しておりますので送達を受けるべき方の申出により随時交付します。

なお、この掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときは地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により送達があったものとみなされます。

令和 8 年 9 月 1 1 日

千葉市長 神 谷 俊 一

氏 名（名称）	書 類 名
木田 萌々美	債権差押調書（謄本） 07千保健保第0250749号